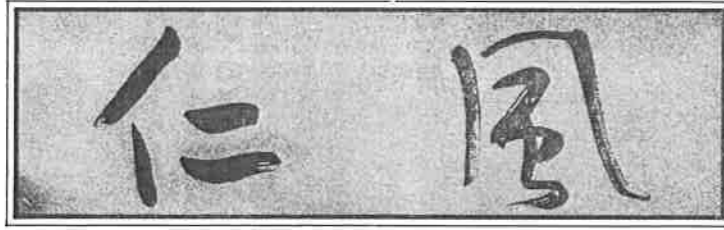


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海

〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010／携帯 090(4843)7518



レジャーガイド レジャーガイド レジャーガイド レジャーガイド レジャーガイド

週休3日制を導入 アルバイトも容認

宅配大手のS社は、ドライバーに週休3日制を導入する。インターネット通販の急増で、宅配便業界では集配や集金も担うドライバーの不足が深刻化している。同社は、社員に多様な働き方を用意することでドライバーを確保する方針。1日8時間の労働時間を延長することができる「変形労働時間制」を活用し、1日10時間勤務にする。1日当たりの勤務時間は、現行の週休2日制では8時間が基本であるのに対し、3日制では10時間になる。

週休3日制の場合、1日の勤務時間が長い分、残業時間は短くなり、週休2日制より残業代のコストは削減できる見込みだ。このため、休日はコンビニエンスストアでのアルバイト勤務など一定の兼業も認める。

「稼げるまちづくり」 取り組み事例集を公表

内閣府の地方創生推進事務局は、稼げるまちづくりの取り組み事例集「地域のチャレンジ100」を取りまとめた。

「チャレンジ100」では、「空き店舗・古民家などを活用した起業・移住促進」「伝統的な街並みを生かした集客拡大」「観光需要の取り込み」「地場産業」「健康長寿」「コミュニティのにぎわ

いづくり」などの視点から北海道から沖縄まで各地の取り組みとして100事例を紹介している。また、稼げるまちづくりを支援する関係府省庁の施策などを一覧にした「包括的政策パッケージ2017」も併せて取りまとめた。包括的政策パッケージでは、まちづくりのフローを示したほか、関係省庁の制度・支援措置、今後予定している制度改正や財政支援措置をまとめている。

詳細は内閣府の地方創生推進事務局HP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/seisaku_package/houdou.html

「社内マイル」ためて 商品や旅行券と交換

専門商社のA社は、売り上げ達成などで「社内マイル」をためれば、マイル獲得数に応じて商品や旅行券などと交換できる制度を始めた。

社内マイルは、社員のやる気を引き出すため、航空会社のマイレージサービスをモデルにしたもので、全社員を対象にした。

マイルは月次売上高の達成や業務改善提案など項目ごとに支給され、商品や旅行券などと交換できる。このほか、急用でシフトを変わってもらった時など、お礼としても利用できる。成果を上げた部下に対し、上司がマイルを渡すなど、利用の仕方はさまざまだ。

同社ではマイルを使える場面を増やすことで、社員のモチベーションの向上を図る狙い。

レジャーガイド レジャーガイド レジャーガイド レジャーガイド レジャーガイド

経常利益



企業の本業の利益を表す「営業利益」に、金融収支など毎期経常的に発生する営業外収支を加えた利益で、通常の企業活動により、直接的、間接的に得られる利益を計算したものを、企業の経営状態を最もよく表わす数値として重視される。営業利益が本業の儲けであるのに対し、経常利益は会社の本業のほか、資産運用や借入れによる損益などを通算した会社の事業全体の儲けを示している。本業が順調でも、借入金の返済や利息負担が多いと少なくなる。営業利益+営業外収益-営業外費用で求められる。「当期計上利益」と間違いやすいため「ケイツネ利益」と呼ぶこともある。

誌上ギャラリー

松嶋 楠城

昭12.5~平20.6 鳥取県生元独立書人団理事・審査会員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

喜寿記念「あめ・つち」柴山抱海書展
於 鳥取大丸 5F催場
平成29年5月10日(水)~15日(月)



「愛」 43×35

(説明)
濃墨で一筆。湯筆でスピードと滑らかな線で愛情表現している。一字書であるが、しなやかで強い線は、愛情の強さとしての表現に繋がっている。愛情は、それほどに多様で深いものでもある。

柴山 抱海

昭16 鳥取県生元 在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(緋エピック社刊)より



P22
「ふくろうないてここが私の生れたところ」

(作評)
人は、思考で迷い込んだ時、そこから抜け出すには、元に戻って考えるしかないのだろう。作品は、悲壮感も無く、とっぷりとゆったりとしており、その「間」が思考を巡らすということであろう。

さきづけ・あとづけ 『退職・消化・命日』 Vol.XV (seq.173) 平成29年7月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

- 今年の梅雨は、カラ梅雨かどうか分かりませんが、例年とは比較できないほど雨量が少ないと言われていますが、その原因は、梅雨前線が北上しないためなのでしょう。これから先、水不足にならねばと気にしております。いよいよ、7月は、国税の職場では、定期異動ということで、昔と変わらぬ悲喜こもごもがある事でしょう。近年は、再任用ということで、職員としていったん退職しても、ポストが下がって任用されるということで、この制度を利用する人は、退職者の4割以上と、かなり多くなったと聞きます。60歳定年で年金が出るまでは、収入が無いのでそのような働き方になって来ましたが。自分たちの時代には、「退職したら税理士をやる」ということが多くの職員のボヤシーでありましたが、近年は、退職して税理士として独立していくことは、かなり厳しいものがあるようです。
- 先日、退職して4年目になったので独立するべく事務所を変ったと出口先生が挨拶に見えました。いろいろ話を聞きますと、やはり、いまだき一人で事務所を維持していくのは大変だとのことでした。先輩から下請け的に仕事をもらうのは実際問題、依頼者との関係から、そう簡単ではありませんので、自分の顧問先ができるのは、それなりの時間が必要だと、その辺の話をしながら、いろいろなネットワークづくりの話をしていただきました。ネットワークづくりのものになるのは、やはり、目の前の仕事を誠実にこなすことだと思えますので、拙速に、唯、ネットワークを増やすことのみには精を出すのでは、これもまた、足元がおぼつかなくなり、思うようにいかなくなるのは、目に見えています。彼とは、是非、また、新しい仲間として勉強会などをとおして、協力し合うことが出来ればいいなと思ったところです。
- やっとな、5月が過ぎて、およそ3月決算が処理できたのかなと思いたいのですが、昔ながらから4月決算の顧問先数社が増えたので、6月は侮れない月となってしまいました。また、ある程度の事業規模になりますと、申告期限も延長されますし決算処理も申告書作成も法人担当者でできますので、逆に、個別事項は、学びながら頭の整理をすることが多くなります。ご案内のとおり、3月決算は、改正税法の施行時期の大半が影響を受けるため、気を付けておりますが、申告調整の項目もびっくりするほど多くなりますし、中身も複雑になります。また、法人税別表もレアーなものもあり、否が応でも、内容を理解する必要がありますので、いろいろな、取扱いを改めて確認しながら、税制面からの施策をはじめ勉強するというものも出て来ます。新しい知識も求められますので大変ですが、なんとか対応しているところです。
- 6月の父の日の前、日本メンズファッション協会の八木原 保 理事長が主催されている第36回ベスト・ファーザー イエローリボン賞の授賞式があり、ご案内がありましたので会場に参りました。受賞者は鳥取県知事の平井伸治さん、劇団四季代表の佐々木典夫さん、歌舞伎の市川海老蔵さん、お笑いのはなわさん、サッカーFC東京の大久保嘉人さんでした。鳥取県知事の平井伸治さんは、飛行機のトラブルで表彰式には間に合いませんでしたが、なんとか遅れてでしたが来場されました。握手会で一言ご挨拶が出来ました。受賞の方の各人各様の家庭での接し方に触れ、スクリーンを利用しての紹介やご本人の感想を聞きながら、平井知事の子育て王国のスタンスや劇団四季の佐々木代表の子供たちへの「こころの劇場」の取組、歌舞伎の海老蔵さんの感謝の中にあることを伝えたいという思い、はなわさんの東京と佐賀でのパワフルな活動を通じた活動、サッカーの大久保さんのスポーツでの諦めないことへのメッセージと、父親としてのいろいろな思いを感じながら、聞き手が「まさにそうなのだ。」と共鳴しているのが、よく分かりました。嬉しいことに、会場には、「鳥取への移住PR」と「すなば珈琲」のブースが用意されており、日本一小さな県も「よう、頑張るなあー。」と思えました。
- ところで、6月は、兄楠城の命日でしたので、丁度、柴山抱海師が墓参するというので、抱海親子、楠城のお弟子さんの曾田左南先生(松江市在住)、奥村阮南先生(船橋市在住)、大塚白聲さん(我孫子市在住)、藤井冬草さん(市川市在住)とで墓参しました。当日は、梅雨空でしたが、曇りて雨にも遭わず、参加者一同、先生も「よく来てくれたなあー。」と言ってくださっているという思いに浸りました。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



改正民法が成立 約款や連帯保証など

120年ぶり大幅見直し

契約ルールなどを定めた民法の債権関連規定（債権法）を見直す改正案が参院本会議で可決、成立しました。改正民法は、1896年（明治29年）の民法制定以来の大幅改正で、企業や消費者の契約ルールの新設や法定利率、連帯保証人制度など、改正は約200項目にも及びます。2020年をめどに施行される見通しです。そこで今号では、改正民法の中から主な項目を取り上げます。

■約款■

「約款」とは、企業が不特定多数の契約者に示す契約条件です。インターネットの通信販売や保険の契約

●改正民法の主なポイント●

- ・取引条件を示した「約款」の規定を新設
- ・法定利率を年3%に引き下げ、変動制も導入
- ・連帯保証人の意思を公証人が確認
- ・売主の瑕疵（かし）担保責任の見直し
- ・職業別の未払金の時効を原則5年に統一

など、同じ契約内容を大量に締結するための契約条項を示す文書ですが、現行の民法には規定がありません。小さな文字で細かく書かれていたり、インターネットの別のページに記されていたりするケースも多く、ほとんど読まれないのが実情で、トラブルの元になると指摘されています。

このため、改正民法には「約款」に基づいて契約することをあらかじめ表示したり、契約者と合意したりしていれば、内容を正しく理解していなくても有効だと明記する一方、契約者を保護するため、契約者の利益を一方的に侵害する内容は無効とする規定を新たに設けています。今回の改正により、解約や不良品

交換に応じないといった条項はもちろん、高額なキャンセル料、自社に過度に有利な免責規定などは見直す必要があります。

■法定利率■

利息を支払う約束があるものの特に利率を定めていないときや、損害賠償の金額の算定などをする際に用いられる「法定利率」も見直されます。現在は、年5%ですが、市場の利率が1%を下回っている現状では、不公平感を招くおそれがあるため、改正民法では、年3%に引き下げたうえで、市場の利率と比べて一定の差が出た場合には、3年に1回、見直すとしています。

■連帯保証人■

金融機関が中小企業に融資する際に求める、いわゆる「連帯保証人」についても、新たなルールが設けられます。実際に融資を受けた人が返済できなくなった場合、取引先や友人関係などに基づいて連帯保証人になっていた人が、突然、想定外の多額の借金の返済を求められ、生活破綻に追い込まれる例が後を絶たないためです。改正民法では、いわゆる「連帯保証人」をした人が自己破産などに追い込まれる事態を防ぐため、融資を受

けた企業の経営者や、議決権の過半数を持つ大株主などである場合を除いて、公証人が直接「連帯保証人」をする意思を確認するよう求めています。

■瑕疵（かし）担保責任■

購入した商品の種類や数が違っていたり、傷があるなど品質に問題があった場合、売主に求められる「瑕疵担保責任」についても見直しが行われました。こうしたトラブルの場合、現行の民法で買主は、損害賠償請求や契約の解除を行えますが、今回の改正により、売主に対し、品質を回復するための修理の実施や代金の減額も求めることができるようになります。

■職業別の時効撤廃■

未払い金の支払いについて職業によって分かれている時効の期間も見直されます。現行の民法では、旅館の宿泊料や飲食店の料金のほか、肉体労働を行う人の報酬についての時効は1年です。一方、弁護士や公証人の報酬、塾や習い事の授業料では2年、医師や薬剤師の報酬などは3年となっています。こうしたルールは複雑なうえ、不公平だとして、職業別の規定はすべて廃止され、原則として5年に統一されます。



「事業性評価融資」とは 事業内容や可能性を評価

決算書に表れない強み

「事業性評価融資」とは、金融機関が融資を行う際、決算内容や担保に依存した融資ではなく、企業の事業内容や成長の可能性などに着目して融資を行うものです。企業の事業性はもちろん、将来性をも考慮したうえで融資が妥当かどうかを判断する制度で、金融庁も積極的に推進しています。そこで今回は「事業性評価融資」の概要について取り上げます。

金融機関は、借入の申し込みを受けた時には、決算書の内容や保証・担保の有無をもとに判断することが

一般的です。ところが、そうした手法による融資では、成長力はあるものの、決算書の内容があまりよくない企業や不動産などの担保がない企業の場合、事業に必要な資金が調達できないことがあります。

成長力のある企業や有望な事業計画を有する企業が必要な資金を得られず、事業を遂行できないとなると、日本経済にとってもマイナスです。

そこで、金融庁は銀行や信用金庫などの金融機関に対して、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業内容や成長の可能性などを適切に評価し、融資や本業支援などを通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献することを求めています。

一般的な融資

財務データと保証・担保の有無で融資の可否を決定

事業性評価融資

事業内容や成長の可能性等も評価して融資可否を決定

事業の可能性や決算書には表れない企業の強み（優秀な人材・ノウハウ・技術・顧客資産・優良な仕入先・社外ネットワークなど）を評価に加えて判断

つまり、金融機関は企業に資金を融資するときに、財務データや業績だけで判断するのではなく、企業の事業内容や将来性、独自の強みなども評価基準に加えて判断するべきということです。

ただ、事業性の評価は、通常の審査に加えて実施するもので、事業性の評価結果のみで融資の可否を判断するものではありません。

■審査を受けるには■

事業性評価融資を受けるためにはどうすればよいかわかりますが、金融機関に自社の強みや今後の事業展開の計画について、十分に知ってもらうことが重要です。

審査担当者は、財務諸表を読む力はあっても、企業の独自の強みなどを的確に評価し、市場を予測しながら将来性を判断するのは容易なことではありません。そこで、企業側から積極的に情報を開示し、審査担当者に理解してもらうことが、事業性評価の融資を実現させる重要なカギとなります。

そのためには、以下の項目を記載した事業計画書を作成し、金融機関に対して説明することが有効です。
・経営理念・経営ビジョン
・事業概要・沿革・実績

けた企業の経営者や、議決権の過半数を持つ大株主などである場合を除いて、公証人が直接「連帯保証人」をする意思を確認するよう求めています。

■瑕疵（かし）担保責任■

購入した商品の種類や数が違っていたり、傷があるなど品質に問題があった場合、売主に求められる「瑕疵担保責任」についても見直しが行われました。こうしたトラブルの場合、現行の民法で買主は、損害賠償請求や契約の解除を行えますが、今回の改正により、売主に対し、品質を回復するための修理の実施や代金の減額も求めることができるようになります。

■職業別の時効撤廃■

未払い金の支払いについて職業によって分かれている時効の期間も見直されます。現行の民法では、旅館の宿泊料や飲食店の料金のほか、肉体労働を行う人の報酬についての時効は1年です。一方、弁護士や公証人の報酬、塾や習い事の授業料では2年、医師や薬剤師の報酬などは3年となっています。こうしたルールは複雑なうえ、不公平だとして、職業別の規定はすべて廃止され、原則として5年に統一されます。

つまり、金融機関は企業に資金を融資するときに、財務データや業績だけで判断するのではなく、企業の事業内容や将来性、独自の強みなども評価基準に加えて判断するべきということです。

ただ、事業性の評価は、通常の審査に加えて実施するもので、事業性の評価結果のみで融資の可否を判断するものではありません。

■審査を受けるには■

事業性評価融資を受けるためにはどうすればよいかわかりますが、金融機関に自社の強みや今後の事業展開の計画について、十分に知ってもらうことが重要です。

審査担当者は、財務諸表を読む力はあっても、企業の独自の強みなどを的確に評価し、市場を予測しながら将来性を判断するのは容易なことではありません。そこで、企業側から積極的に情報を開示し、審査担当者に理解してもらうことが、事業性評価の融資を実現させる重要なカギとなります。

そのためには、以下の項目を記載した事業計画書を作成し、金融機関に対して説明することが有効です。
・経営理念・経営ビジョン
・事業概要・沿革・実績

- ・自社の強みや課題
 - ・外部環境分析（市場・顧客のニーズ、競合の状況など）
 - ・今後の経営方針
 - ・具体的な行動計画等
 - ・数値計画（損益計画・投資計画・資金計画等）
 - また、具体的な事業性評価のアプローチについては、製造業を例に以下にあげてみます。
 - ・何を作っているのか？
 - ・どこから仕入れ、どこへ売っているのか
 - ・どの程度（量）作っているのか
 - ・いくらで売っているのか
 - ・どのくらい儲かっているのか
 - ・過去にどのような経営判断を行ったのか
 - ・今後、会社をどのように経営していくか
 - ・競合先は
 - ・今後の見通しはどうか
- 事業性評価融資を受ける際には、決算書には表れない企業の強み（優秀な人材・ノウハウ・技術・顧客資産・優良な仕入先・社外ネットワークなど）などを融資判定の資料として「見える化」させる必要がありますが、これは企業にとっても自社の強みや可能性を緻密に分析する良い機会ともなります。

平成29年度税制改正にみる 中小企業向け租税特別措置の 適用要件の見直し

～大企業並み所得のある法人は適用除外～

平成29年度税制改正において、中小企業でも所得が一定の金額以上ある場合は、中小企業向けの租税特別措置の適用を停止する措置が導入されることになりました。

これは、本来、中小企業向けの租税特別措置は、財務状況が脆弱な中小企業を支援するという趣旨であることから、大企業並みの所得を得ている中小企業は適用から除外するというものです。そこで今号では、「中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し」の概要についてふれてみました。

中小企業者等の軽減税率の特例の延長

中小企業向けの租税特別措置には様々なものがあります。その中でも代表的な「中小企業者等の軽減税率の特例」が平成29年度税制改正においても、適用期限が延長されました。中小企業者等の法人税率については、年800万円以下の所得金額に対する税率は15%（本則19%）に軽減する時限措置がとられています。

中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し

■会計検査院の意見表示

平成22年10月26日付で会計検査院は、財務大臣・経済産業省大臣に対して「多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業

が、この租税特別措置の適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されることとなりました。

者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省および経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者をするという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう」との意見を示していました。

■改正の背景

つまり、中小企業向けの租税特別措置の本来の趣旨は、財務基盤の弱い中小企業の支援を目的としており、資本金の額が1億円以下などの中小企業がこの特別措置を受けることができず。

しかし、大企業並みの所得がある法人でも、中小企業向けの租税特別措置を受けることが可能であったり、大企業が資本金の額を1億円以下に減資することで、中小企業向けの租税特別措置の恩恵を受けるケースも出てきていました。このようなことを背景に、中小企業向け租税特別措置の本来の趣旨を踏まえて、適用要件を厳格化する見直しが行われました。

〔中小企業者等の軽減税率の特例の延長〕

対象	本則税率	租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%
	年800万円以下の所得金額	19%

■改正の内容

平成29年度税制改正により、法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が15億円を超える事業年度の適用が停止されることとなりました。

この「平均所得15億円」の根拠は、日本の資本金の額が1億円を超える大企業の過去10年間の平均所得が約15億円といわれているためです。

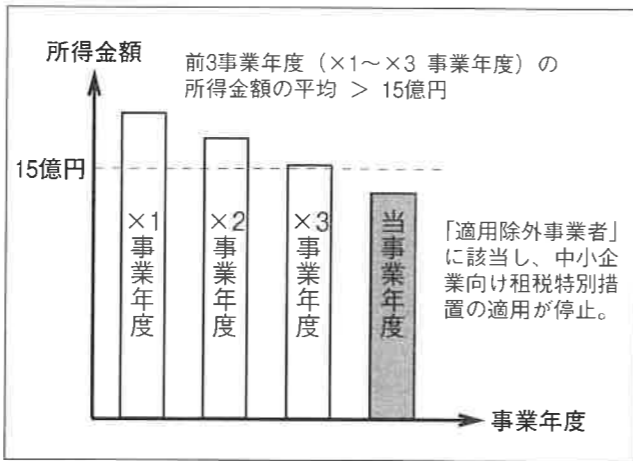
よって、過去3年の平均所得金額が15億円を超える場合には、資本金の額が1億円以下の法人であっても、各租税特別措置の適用が受けられなくなります。

■適用時期

この改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

■見直しの対象範囲

中小企業向けの主な租税特別措置には、「年800万円以下の所得金額に対する軽減税率15%」や「中小企業投資促進税制の特別償却・税額控除」、「少額減価償却資産の損金算入の特例」など下表のようなものが挙げられます。



今回の改正により適用停止となるのは、租税特別措置法において規定されているのみとなっており、法人税法に定める中小企業向けの措置（軽減税率の本則19%など）については、引き続き適用を受けることが可能となります。

なお、各租税特別措置の中には、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えるものもあり、現時点で改正による影響が出る項目は限定的となっていますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合には、該当する租税特別措置の適用が停止されることとなります。

〔中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し〕

- 大企業並みの所得（15億円）を継続的（3年平均）に得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在していることを踏まえ、中小企業関係租税特別措置の適用対象を見直し。
- 平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

中小法人向けの税制（主要なもの）

法人税法	租税特別措置法	上乗せ措置	中小限定の措置
1. 軽減税率（軽減税率の本則19%）	1. 研究開発税制		
2. 貸倒引当金	2. 所得拡大促進税制		
3. 欠損金関係	3. 軽減税率（軽減税率の特例15%）		
4. 留保金課税	4. 中小企業投資促進税制		
	5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制		
	6. 少額減価償却資産の特例		

※見直しの対象は租税特別措置の範囲内のみ



繁忙期の有給休暇の申請

労働基準法では、労働者に対して有給休暇の取得の権利を認めています。労働者は、入社後、6ヶ月を経過した時点で一定の要件を満たせば有給休暇が付与されます。そして、労働者は付与された有給休暇を好きな時期に使うことができます。

使用者は、有給休暇を労働者が請求する時期に与えなければならぬとされています。しかし、無条件に有給休暇の取得を認めてしまうと、業務に支障が出てしまう場合が考えられます。このため、労働基準法では、「事業の正常な運営を妨げる場合」には、他の時期にこれを与えることができます。これを「時季変更権」と言います。

月末や決算期などの繁忙期に有給休暇の申請があった場合、人員的な面で苦勞することが多いため、「時季変更権」を行使すればよいと思われ、使用者がいつでも行使できるものはありません。事業の規模、担当業務の性質、業

務の繁忙、代替者の配置の問題などを総合的に考えて判断されることになり、例えば、業務運営に必要な従業員からの申請でも、使用者が代替者の確保の努力をしないまま、ただちに、時季変更権を行使することはできません。

したがって、単に業務多忙という理由だけでの変更はできず、時季変更権の行使は業務運営に重大な支障が生じたかつ代替者の補充も困難な状況といった要件が求められます。

繁忙期といえども、使用者はできる限り労働者が請求する時期に有給休暇を取ることができるように、代替者の確保や勤務割の変更を行うなど、状況によって対応する必要があります。

会社としては、職場での調整がしやすいよう、相応の期間を置いて前もって有給休暇を申請するなどの社内ルールを取り決め、従業員に要請しておくことが重要です。日頃から休みをうまく取り合える職場の環境づくりも大切といえます。

厚生労働省は、平成29年度新たに「人事評価等助成金」を創設しました。この助成金は、生産性向上に資する「人事評価制度」と「賃金制度」を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して、最大130万円が助成されるというものです。

■主な支給要件

この助成金は、制度を整備したことに對する助成と目標を達成したことに對する助成と2段階に分かれており、助成金が支給されるためには、以下の措置を実施することが必要です。

- a. 人事評価制度等整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。
- b. a.の人事評価制度等整備計画に基づき、制度を整備し、実際に実施すること。

「人事評価改善等助成金」を創設 賃上げと離職率の低下を図る

新しく人事評価制度を構築する場合だけでなく、すでにある制度を改定する場合も対象となります。この助成金を活用するためには、人事評価制度等を整備する月の初日からさかのぼって、6ヶ月前から1ヶ月前の日の前日までこの人事評価制度等整備計画を提

出する必要があります。

(2) 目標達成助成(80万円)

a. 人事評価制度等の実施日の翌日から起算して1年を経過する日に於いて、生産性要件を満たしていること。

生産性要件とは、助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における生産性が、その3年前に比べて6%以上伸びていることを指しています。

b. a.の人事評価制度等の実施日の属する月の前月に支払われた賃金の額と比較して、その1年後に支払う賃金の額が、2%以上増加していること。

c. 人事評価制度等の実施日の翌日から1年を経過するまでの期間の離職率を、人事評価制度等整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、目標値以上に低下させること。低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。

このほか、様々な要件が設けられていますので、最寄りの労働局またはハローワークで確認してください。

詳しくは厚生労働省HP
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158133.html



教育資金贈与に係る領収書の提出 インターネット経由でも可能に

平成25年4月1日から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税」制度が始まっています。

この制度は、直系尊属(祖父母等)から、30歳未満の孫などに教育資金を一括贈与した場合、1500万円(学校等以外に対して支払われる金銭は500万円)までを非課税とする制度です。

1500万円まで非課税となる教育資金とは、入学金、授業料、入園料、保育料、学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費など、学校等に對して直接支払われるものをいいます。

一方、500万円まで非課税となる学校等以外の教育資金の具体例としては、学習塾、そろばん教室、スイミングスクール、野球チームでの指導、ピアノや絵画教室などが該当し、これら教育活動での指導の対価(月謝・謝礼・入会金など)として支払う費用や施設使用料、これらの活動で使用する物品の購入費用が対

象となります。

贈与された資金は、金融機関において受贈者名義の口座で管理し、この資金が教育資金として使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し保存します。

平成29年度税制改正では、この制度を適用する際に金融機関に提出する領収書等について、平成29年6月1日以降提出分から、書面に代えて電磁的記録での提出が可能となりました。これを受けて文部科学省では、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」を更新し、インターネットを利用した領収書等の提出方法を示しました。

更新されたQ&A(Q5-16)では、携帯電話のカメラ等で撮影された領収書データを送信する方法、インターネット上で発行された領収書データ、紙で発行された領収書をスキャンしてPDFファイル化したものを送信する方法などが示されています。

7月の税務と労務

- 税 務 —
- ★所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
 - ★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月18日
 - ★固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
 - ★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
 - ★5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…7月31日
 - ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
 - ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
 - ★11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…7月31日
 - ★消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
 - ★消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
- 労 務 —
- ★労働保険の年度更新(7月10日まで)
 - ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…7月31日

長時間労働を放置している

と、生産性が低下し、企業の競争力も低下してしまっています。残業時間の削減に本気で取り組む、ワークライフバランスの実現を目指す時代が来ているようです。▼今や当たり前の週休2日制を日本で最初に採用したのは松下電器産業(現パナソニック)です。松下幸之助氏は、昭和40年、今から約50年前に、「海外企業との競争に勝つには生産性を飛躍的に向上させなくては

1日休養、1日教養

いけない」と、週休2日制の導入に踏み切りました。「1日はしっかりと休むが、残りの1日は自分を高める時間にあてよ。1日休養、1日教養」と語っています。▼松下氏の決断の正しさは、その後の同社の躍進が証明しています。以降、他の企業や官公庁などでも導入が進み、日本人の働き方の転換点となりました。▼生産性を向上させるためには、残業時間や休みの日数という「時間」で考えるのではなく、「何をどれだけやれたか」という成果に焦点を当てる必要があります。量から質への転換が求められそうです。